

「高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正申請含む）」
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

<申請書>

| | |
|------|--|
| 申請件名 | 高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正申請含む）（使用済燃料ピットの未臨界性評価に係る変更） |
| 申請概要 | 燃料取扱時における運用面の安全性向上を図るため、使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止並びに未臨界維持に係る燃料の初期濃縮度、燃焼度及び使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無の条件による貯蔵領域の設定の廃止を行うことから、関連する保安規定の変更を行う。なお、今回の保安規定変更に係る設計及び工事の計画には、新規設備の設置等の現地工事は伴わない。 |

上記の申請に関する核セキュリティおよび保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティおよび保障措置への影響の有無>

| 確認項目 | | 影響有無 | 備考 |
|----------------------|---|------|--|
| 核セキュリティ (核物質防護規定) | ①防護対象の追加等の有無 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであり、新規設備等の追加設置がないため、防護対象の追加等はない。 |
| | ②侵入防止対策に係る性能への影響 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであるため、侵入防止対策に係る性能への影響はない。 |
| 保障措置 (計量管理規定) | ①設計情報質問書（DIQ: Design Information Questionnaire）の変更が必要か。 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであるため、DIQの変更は必要でない。 |
| | ②査察機器の移設又は新規設置が生じるか。 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであるため、査察機器の移設及び新規設置はない。 |
| | ③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設するか。 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであるため、恒久的な建物・構築物の新たな建設はない。 |
| | ④既存の査察実施方針に影響があるか。 | 無 | 使用済燃料ピット貯蔵領域の設定を廃止する運用変更のみであるため、既存の査察実施方針に影響はない。 |